

議案第10号

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関の表に次のように加える。

北本市市民参画・協働 推進審議会	市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。
---------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

議案第10号参考資料

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案										
<p>別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="266 612 1077 711"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 612 656 663">附属機関名</th> <th data-bbox="656 612 1077 663">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 663 656 711">略</td> <td data-bbox="656 663 1077 711">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	<p>別表（第2条関係） 第1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 612 1955 906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 612 1534 663">附属機関名</th> <th data-bbox="1534 612 1955 663">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 663 1534 711">略</td> <td data-bbox="1534 663 1955 711">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 711 1534 906"><u>北本市市民参画・協働推進審議会</u></td> <td data-bbox="1534 711 1955 906"><u>市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関名	職務	略	略	<u>北本市市民参画・協働推進審議会</u>	<u>市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。</u>
附属機関名	職務										
略	略										
附属機関名	職務										
略	略										
<u>北本市市民参画・協働推進審議会</u>	<u>市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。</u>										